



鳥取県公報

平成 20 年 3 月 28 日 (金)
号外第 47 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 人委規則 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則 (16) (給与課) 2
- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則 (17) (〃) 9
- 職員の自己啓発等休業に関する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則等の一部を改正する規則 (18) (〃) 11
- 異動した場合に適用する職務の級から除く職務の級を定める規則を廃止する規則 (19) (〃) 17
- ◇ 人委告示 選考により採用又は昇任させる職の一部改正 (任用課) (1) 18

人 事 委 員 会 規 則

職員の仕事の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第16号

職員の仕事の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後		改 正 前																																																																																																																																																						
<p>附 則 (施行期日) 1 略 (職員の仕事の級の分類に関する規則の廃止) 2 略 (経過措置) 3 略 4 職員の仕事の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号。以下「改正条例」という。）附則第5項、第6項、第9項、第10項、第19項又は第23項の規定の適用を受ける職員の仕事の級の分類については、平成20年3月31日までの間、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。 5 略 6 改正条例附則第19項又は第23項の規定の適用を受ける職員の仕事の平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間の仕事の級の分類については、人事委員会が別に定める。</p>		<p>附 則 (施行期日) 1 略 (職員の仕事の級の分類に関する規則の廃止) 2 略 (経過措置) 3 略 4 職員の仕事の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号。以下「改正条例」という。）附則第5項、第6項、第9項、第10項、第18項又は第22項の規定の適用を受ける職員の仕事の級の分類については、平成20年3月31日までの間、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。 5 略 6 改正条例附則第18項又は第22項の規定の適用を受ける職員の仕事の平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間の仕事の級の分類については、人事委員会が別に定める。</p>																																																																																																																																																						
別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）		別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）																																																																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> <th>9級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組織</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>知本 事 庁</td> <td>防災局</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>副局長</td> <td>副局長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総 務 部</td> <td>略</td> <td colspan="6"></td> <td>室長</td> <td>室長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>庶 務 部</td> <td>県民室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>室長</td> <td>室長</td> </tr> <tr> <td>財 政 課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>行 人 事 ・ 評 価 財 室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>室長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	組織										知本 事 庁	防災局					副局長	副局長			総 務 部	略							室長	室長		庶 務 部	県民室							室長	室長	財 政 課								課長		行 人 事 ・ 評 価 財 室								室長		<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> <th>9級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組織</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>知本 事 庁 局</td> <td>防災危機管理 課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>室長</td> <td>室長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総 務 部</td> <td>略</td> <td colspan="6"></td> <td>室長</td> <td>室長</td> </tr> <tr> <td>職 員 課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自 治 研 修 所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>次長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>財 政 課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>課長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	組織										知本 事 庁 局	防災危機管理 課					室長	室長			総 務 部	略							室長	室長	職 員 課								課長		自 治 研 修 所								次長		財 政 課								課長	
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級																																																																																																																																															
組織																																																																																																																																																								
知本 事 庁	防災局					副局長	副局長																																																																																																																																																	
総 務 部	略							室長	室長																																																																																																																																															
庶 務 部	県民室							室長	室長																																																																																																																																															
財 政 課								課長																																																																																																																																																
行 人 事 ・ 評 価 財 室								室長																																																																																																																																																
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級																																																																																																																																															
組織																																																																																																																																																								
知本 事 庁 局	防災危機管理 課					室長	室長																																																																																																																																																	
総 務 部	略							室長	室長																																																																																																																																															
職 員 課								課長																																																																																																																																																
自 治 研 修 所								次長																																																																																																																																																
財 政 課								課長																																																																																																																																																

政 改 革 局	自治研修所				次長																					
	略																									
文化観光局															局長	局長										
福祉保健課																										
福祉保健部	子育て支援総室																									
	保健部																									
生活環境部	略																									
	消費生活センター																									
農林水産部	略																									
	農業大学校														課長	課長	次長									
農林水産部	農林総合研究所																									
地方機関	総合事務所																									
	福祉保健局																									
福祉保健部	福祉保健局共通（前項に職が掲げられている場合は、																									
福祉保健部	福祉保健局共通（前項に職が掲げられている場合は、																									

略																																								
	文化観光局																																							
福祉保健部	福祉保健課																																							
生活環境部	略																																							
	消費生活センター																																							
商工労働部	略																																							
	経済政策課																																							
農林水産部	略																																							
	農業大学校																																							
地方機関	総合事務所																																							
	福祉保健局																																							
福祉保健部	福祉保健局共通（前項に職が掲げられている場合は、																																							
	福祉保健局共通（前項に職が掲げられている場合は、																																							

当該職については本項の規定を適用しない。										
略										
総合事務所共通（前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）		企画員	課長補佐	課長補佐	副局長	局長	所長	所長		
			室長補佐	室長補佐	室長	館長				
			次長	次長						
		企画員	企画員							
消防防災航空センター						所長				
消防学校		教官	教官	副校長	副校長	校長	副校長			
東京本部						副部長	本部長	本部長		
関西本部				観光・情報発信のチーム長	観光・情報発信のチーム長	企業立地・産業チーム長	本部長	本部長		
				販路開拓のチーム長	販路開拓のチーム長					
名古屋本部						本部長	本部長			
公文書館						館長	館長			
略										
皆成学園			所長	所長	園長	園長				
			次長	次長	所長					
			課長	課長	次長					
			課長補佐	課長補佐						
略										
総合療育センター共通（前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）			部長	部長						
鳥取療育園			次長	次長						
中部療育園										
略										
倉吉総合看護専門学校			次長	次長						
略										
高等技術専門学校			課長	課長	校長					
略										
水産試験場			課長	課長						
略										
米子工事検査事務所			検査主幹	検査主幹	所長	検査専門員				
地方機関共通（前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）		主事	主事	係長	主幹	主幹	主幹	主幹	主幹	主幹
		学芸員	学芸員	副主幹	税務主幹	税務主幹	税務専門員	税務専門員	税務専門員	税務専門員
		機械技師	機械技師							
		電気技師	電気技師	査察指導員	普及主幹	普及主幹				
		衛生技師	衛生技師	身体障害者福祉司	用地主幹	用地主幹				
		商工技師	商工技師							
		農林技師	農林技師	害者福祉						

略										
総合事務所共通（前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）				課長補佐	課長補佐	副局長	局長	所長	所長	
				室長補佐	室長補佐	室長	館長			
				次長	次長					
消防学校		教官	教官	副校長	副校長	校長	副校長			
東京事務所						副所長	所長	所長		
大阪事務所				課長	課長	次長		所長	所長	
名古屋事務所						所長	所長			
公文書館				次長	次長	館長	館長			
略										
皆成学園				次長	次長	園長	園長			
				課長	課長	所長				
略										
総合療育センター共通（前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）			部長							
鳥取療育園				次長	次長					
中部療育園										
母来寮				次長	次長	寮長				
岩井長者寮				次長	次長	寮長				
略										
倉吉総合看護専門学校				事務局	事務局	事務局				
				次長	次長	長				
略										
高等技術専門学校				課長	課長	校長				
農業試験場				課長	課長	次長				
園芸試験場				課長	課長	次長				
畜産試験場				課長	課長	次長				
中小家畜試験場				課長	課長					
林業試験場				課長	課長	次長				
略										
水産試験場				船長	課長	課長				
				船長	船長					
略										
工事検査出張所				検査主幹	検査主幹	所長	検査専門員			
地方機関共通		主事	主事	係長	主幹	主幹	主幹	主幹	主幹	主幹
		機械技師	機械技師	衛生技師	衛生技師	衛生技師	衛生技師	衛生技師	衛生技師	衛生技師
		電気技師	電気技師	査察指導員	普及主幹	普及主幹				
		衛生技師	衛生技師	身体障害者福祉司	用地主幹	用地主幹				
		商工技師	商工技師	社司						
		農林技師	農林技師	害者福祉						

師 造園技 師 水産技 師 土木技 師 建築技 師 精神保 健福祉 士 児童福 祉司 社会福 祉主事 精神福 祉主事 心理療 法士 心理判 定員 児童自 立支援 専門員 児童指 導員	師 造園技 師 水産技 師 土木技 師 建築技 師 精神保 健福祉 士 児童福 祉司 社会福 祉主事 精神福 祉主事 心理療 法士 心理判 定員 児童自 立支援 専門員 児童指 導員	社司 保育士 副保育 士長 精神保 健福祉 士 児童福 祉主任 社会福 祉主任 精神福 祉主任 心理療 法主任 心理判 定主任 児童指 導主任 保健師 改良普 及員 林業改 良指導 員 児童生 活支援 員 保育士 医療ソ ーシャ ルワー カー 栄養士 職業訓 練指導 員	保健師 改良普 及員 林業改 良指導 員 児童生 活支援 員 保育士 医療ソ ーシャ ルワー カー 栄養士 職業訓 練指導 員	主任 職業訓 練指導 主任
---	---	---	--	------------------------

略	略
教育委員 員 会 事 務 局 局 及 教 育 機 関 機 関	教育委員 員 会 事 務 局 局 及 教 育 機 関 機 関
本庁 略	本庁 略
文化財課	文化課
室長 室長 室長	室長 室長 室長
教育局	教育局
次長 次長 局長 局長	次長 次長 局長 局長
図書館	図書館
課長 課長 副館長 館長 館長 館長	課長 課長 副館長 館長 館長 館長
スポーツセンター	スポーツセンター
次長 次長 所長 所長	次長 次長 所長 所長
高等学校	高等学校
事務次長 事務次長 事務次長 事務次長	通信長 二等航 海士 二等機 関士 甲板長 操機長 司ちゅ う長 通信長 二等航 海士 二等機 関士 通信長 二等航 海士 二等機 関士 通信長 二等航 海士 二等機 関士 通信長 二等航 海士 二等機 関士
	事務次長 事務次長 船長 機関長 機関長 機関長 機関長 機関長 機関長 機関長 機関長 機関長

特別支援学校	学校栄養職員 介助職員	学校栄養職員 介助職員	学校栄養主任	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長			
共通	主事 建築技師 機械技師 電気技師 司書	主事 建築技師 機械技師 電気技師 司書	係長 副主幹 教育相談員	主幹	主幹					
市町村立学校及び共同調理場	事務主事 学校栄養職員	事務主事 学校栄養職員	事務副主幹 学校栄養主任	事務主幹	事務主幹					

特別支援学校	学校栄養職員 介助職員	学校栄養職員 介助職員	学校栄養主任	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長			
共通	主事 建築技師 栄養士 機械技師 電気技師 司書	主事 建築技師 栄養士 機械技師 電気技師 司書	係長 副主幹 栄養士 教育相談員	主幹	主幹					
市町村立学校及び共同調理場	事務職員 学校栄養職員	事務職員 学校栄養職員	事務副主幹 学校栄養主任	事務主幹	事務主幹					

警 略	共通（前項に職が本掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	運転免許試験員 保健師 航空整備士	運転免許試験員 保健師 航空整備士	次席課長補佐 室長補佐 隊長補佐	次席課長補佐 室長補佐 隊長補佐	課長 室長 管理官				
-----	---	-------------------------	-------------------------	------------------------	------------------------	-----------------	--	--	--	--

警 略	共通（前項に職が本掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	運転免許試験員 保健師 航空整備士	運転免許試験員 保健師 航空整備士	次席課長補佐 隊長補佐	次席課長補佐 隊長補佐	課長 室長 管理官				
-----	---	-------------------------	-------------------------	----------------	----------------	-----------------	--	--	--	--

略										
警察署			課長	課長	管理官					
共通	主事 技師 少年警察補導員	主事 技師 少年警察補導員	係長	総括少年警察補導員	総括少年警察補導員					

略										
警察署	船長 機関長	船長 機関長	船長 機関長	課長	課長	管理官				
共通	主事 技師 少年警察補導員	主事 技師 少年警察補導員	係長							

略										
労働委員会事務局	主事	主事	副主幹	課長 主幹	課長 主幹	次長		事務局 長	事務局 長	

略										
労働委員会事務局	主事	主事	副主幹	課長 主幹	課長 主幹	事務局長		事務局 長	事務局 長	

備考 略

備考 略

別表第2 公安職給料表級別職務分類表（第2条関係）

組織	職務の級	職務の級											
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級			
警 略	米子警察署												署長
	倉吉警察署												
	境港警察署												署長
	八橋警察署												
略													

別表第2 公安職給料表級別職務分類表（第2条関係）

組織	職務の級	職務の級											
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級			
警 略	米子警察署												署長
	倉吉警察署												
	境港警察署												署長
	八橋警察署												
略													

備考 略

備考 略

別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表（第2条関係）

組織	職務の級	職務の級			
		1級	2級	3級	4級
教育機関及び教育委員会事務局	教育学校	助教諭 養護助教諭 講師 実習助手 寄宿舎指導員	教諭 養護教諭 栄養教諭 実習教諭 講師 寄宿舎主任 寄宿舎副主任	教頭	校長
	教育機関				
	委員会事務局				
	事務局				
略					

別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表（第2条関係）

組織	職務の級	職務の級			
		1級	2級	3級	4級
教育機関及び教育委員会事務局	教育学校	助教諭 養護助教諭 講師 実習助手 寄宿舎指導員	教諭 養護教諭 栄養教諭 実習教諭 講師	教頭	校長
	教育機関				
	委員会事務局				
	事務局				
略					

知事の事務局	本庁		副主幹 専門員	副主幹 専門員		
--------	----	--	------------	------------	--	--

知事の事務局	本庁			専門員	専門員	
--------	----	--	--	-----	-----	--

			企画員	企画員	
地方機関	略		室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員 専門員	
	略				
	皆成学園		副主幹 専門指導員	副主幹 専門指導員	
	略				

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級				
		1級	2級	3級	4級	
略	略					
教育機関	略					
及び教育委員会事務局	教育委員会事務局	地方機関	教育局	係長 指導主事 管理主事	係長 指導主事 管理主事	
			妻木晩田遺跡事務所	係長 文化財主事	係長 文化財主事	
知事の事務局	本庁			副主幹 専門員 企画員	副主幹 専門員 企画員	
	地方機関	略	公文書館	室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員 専門員	
		略				
	皆成学園			副主幹 専門指導員	副主幹 専門指導員	
	略					

別表第5 研究職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
知事の事務局	略					
農林総合研究所	農業試験場 畜産試験場 園芸試験場 水産試験場			所長	場長	場長
知事の事務局共通(前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)	学芸員 研究員	学芸員 研究員	分場長 室長 試験地長 特別研究員 研究主任	所長 場長 次長		
略	略					
備考	略					

別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級			
		1級	2級	3級	4級
知事の事務局	地方総合事務所		課長	局長 医療指導監 課長	
	略				
	略				

別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事の事務局	食肉衛生検査所				次長	所長		
の共通	診療放射線技師 理学療法士 栄養士 衛生技師 作業療法士 言語聴覚士 歯科衛生士	薬剤師 診療放射線技師 理学療法士 栄養士 衛生技師 作業療法士 言語聴覚士 歯科衛生士	係長 副主幹 主任 主任 主任 主任 主任	係長 副主幹 主任 主任 主任 主任 主任	主幹			

			室長 企画員	室長 企画員	
地方機関	略		総括専門員 専門員	総括専門員 専門員	
	略				
	皆成学園		専門指導員	専門指導員	
	略				

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級				
		1級	2級	3級	4級	
略	略					
教育機関	略					
及び教育委員会事務局	教育委員会事務局	地方機関	教育局	係長 指導主事 社会教育主事 管理主事	係長 指導主事 社会教育主事 管理主事	
			妻木晩田遺跡事務所	文化財主事	文化財主事	
知事の事務局	本庁			専門員 室長 企画員	専門員 室長 企画員	
	地方機関	略	公文書館	総括専門員 専門員	総括専門員 専門員	
		略				
	皆成学園			専門指導員	専門指導員	
	略					

別表第5 研究職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
知事の事務局	略					
農林総合研究所	農業試験場 畜産試験場 水産試験場 園芸試験場			所長	場長	場長
知事の事務局共通(前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)	研究員	研究員	分場長 室長 試験地長 特別研究員	所長 場長 次長		
略	略					
備考	略					

別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級			
		1級	2級	3級	4級
知事の事務局	地方総合事務所		課長	局長 課長	
	略				
	略				

別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事の事務局	食肉衛生検査所					所長		
の共通	診療放射線技師 理学療法士 栄養士 衛生技師 作業療法士 言語聴覚士 歯科衛生士	薬剤師 診療放射線技師 理学療法士 栄養士 衛生技師 作業療法士 言語聴覚士 歯科衛生士	係長 副主幹 主任 主任 主任 主任	係長 副主幹 主任 主任 主任 主任	主幹			

士								士																																																																																																										
歯科衛生				歯科衛生				理療師				理療師																																																																																																						
主任				主任				士				士																																																																																																						
備考 略																																																																																																																		
別表第8 医療職給料表(3)級別職務分類表(第2条関係)																																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">組織</th> <th colspan="7">職務の級</th> <th rowspan="2">1級</th> <th rowspan="2">2級</th> <th rowspan="2">3級</th> <th rowspan="2">4級</th> <th rowspan="2">5級</th> <th rowspan="2">6級</th> <th rowspan="2">7級</th> </tr> <tr> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事の</td> <td colspan="7">総合療育センタ</td> <td></td> <td></td> <td>看護主任</td> <td></td> <td>看護師長</td> <td>部長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務部</td> <td colspan="7">-</td> <td></td> <td></td> <td>副看護師</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>局</td> <td colspan="7">共通</td> <td></td> <td>准看護師</td> <td>看護師</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="7"></td> <td></td> <td></td> <td>准看護師</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="7"></td> <td></td> <td></td> <td>副主幹</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>																組織	職務の級							1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	知事の	総合療育センタ									看護主任		看護師長	部長			事務部	-									副看護師						局	共通								准看護師	看護師															准看護師															副主幹				
組織	職務の級							1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級																																																																																																				
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級																																																																																																											
知事の	総合療育センタ									看護主任		看護師長	部長																																																																																																					
事務部	-									副看護師																																																																																																								
局	共通								准看護師	看護師																																																																																																								
										准看護師																																																																																																								
										副主幹																																																																																																								
備考 略																																																																																																																		
別表第8 医療職給料表(3)級別職務分類表(第2条関係)																																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">組織</th> <th colspan="7">職務の級</th> <th rowspan="2">1級</th> <th rowspan="2">2級</th> <th rowspan="2">3級</th> <th rowspan="2">4級</th> <th rowspan="2">5級</th> <th rowspan="2">6級</th> <th rowspan="2">7級</th> </tr> <tr> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事の</td> <td colspan="7">総合療育センタ</td> <td></td> <td></td> <td>看護主任</td> <td>看護師長</td> <td>看護師長</td> <td>部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務部</td> <td colspan="7">-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>局</td> <td colspan="7">共通</td> <td></td> <td>准看護師</td> <td>看護師</td> <td>看護師</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="7"></td> <td></td> <td></td> <td>准看護師</td> <td>准看護師</td> <td>准看護師</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>																組織	職務の級							1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	知事の	総合療育センタ									看護主任	看護師長	看護師長	部長		事務部	-														局	共通								准看護師	看護師	看護師													准看護師	准看護師	准看護師																				
組織	職務の級							1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級																																																																																																				
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級																																																																																																											
知事の	総合療育センタ									看護主任	看護師長	看護師長	部長																																																																																																					
事務部	-																																																																																																																	
局	共通								准看護師	看護師	看護師																																																																																																							
										准看護師	准看護師	准看護師																																																																																																						

附 則

この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第17号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前																					
<p>附 則 （施行期日） 1 略 （平成22年3月31日までの間における条例第9条の2の規定による地域手当の支給割合） 2 略 （平成22年3月31日までの間における条例第9条の3の規定による地域手当の支給割合） 3 平成22年3月31日までの間における条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の13</u>とする。</p> <p>附則別表（附則第2項関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給地域</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都特別区</td> <td><u>100分の16</u></td> </tr> <tr> <td>大阪府大阪市及び人事院規則9 49（地域手当）附則別表第2の支給割合の欄に掲げる割合（以下「人事院規則附則の支給割合」という。）が<u>100分の13</u>である地域（<u>同市</u>を除く。）のうち人事委員会が定めるもの</td> <td><u>100分の13</u></td> </tr> <tr> <td>愛知県名古屋市及び人事院規則附則の支給割合が<u>100分の12</u>である地域（<u>同市</u>を除く。）のうち人事委員会が定めるもの</td> <td><u>100分の12</u></td> </tr> <tr> <td>人事院規則附則の支給割合が100分</td> <td>100分の10</td> </tr> </tbody> </table>		支給地域	支給割合	東京都特別区	<u>100分の16</u>	大阪府大阪市及び人事院規則9 49（地域手当）附則別表第2の支給割合の欄に掲げる割合（以下「人事院規則附則の支給割合」という。）が <u>100分の13</u> である地域（ <u>同市</u> を除く。）のうち人事委員会が定めるもの	<u>100分の13</u>	愛知県名古屋市及び人事院規則附則の支給割合が <u>100分の12</u> である地域（ <u>同市</u> を除く。）のうち人事委員会が定めるもの	<u>100分の12</u>	人事院規則附則の支給割合が100分	100分の10	<p>附 則 （施行期日） 1 略 （平成22年3月31日までの間における条例第9条の2の規定による地域手当の支給割合） 2 略 （平成22年3月31日までの間における条例第9条の3の規定による地域手当の支給割合） 3 平成22年3月31日までの間における条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の12</u>とする。</p> <p>附則別表（附則第2項関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給地域</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都特別区</td> <td><u>100分の14</u></td> </tr> <tr> <td>大阪府大阪市及び愛知県名古屋市並びに人事院規則9 49（地域手当）附則別表第2の支給割合の欄に掲げる割合（以下「人事院規則附則の支給割合」という。）が<u>100分の12</u>である地域（大阪府大阪市及び愛知県名古屋市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの</td> <td><u>100分の12</u></td> </tr> <tr> <td>人事院規則附則の支給割合が<u>100分の11</u>である地域のうち人事委員会が定めるもの</td> <td><u>100分の11</u></td> </tr> <tr> <td>人事院規則附則の支給割合が100分</td> <td>100分の10</td> </tr> </tbody> </table>		支給地域	支給割合	東京都特別区	<u>100分の14</u>	大阪府大阪市及び愛知県名古屋市並びに人事院規則9 49（地域手当）附則別表第2の支給割合の欄に掲げる割合（以下「人事院規則附則の支給割合」という。）が <u>100分の12</u> である地域（大阪府大阪市及び愛知県名古屋市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの	<u>100分の12</u>	人事院規則附則の支給割合が <u>100分の11</u> である地域のうち人事委員会が定めるもの	<u>100分の11</u>	人事院規則附則の支給割合が100分	100分の10
支給地域	支給割合																						
東京都特別区	<u>100分の16</u>																						
大阪府大阪市及び人事院規則9 49（地域手当）附則別表第2の支給割合の欄に掲げる割合（以下「人事院規則附則の支給割合」という。）が <u>100分の13</u> である地域（ <u>同市</u> を除く。）のうち人事委員会が定めるもの	<u>100分の13</u>																						
愛知県名古屋市及び人事院規則附則の支給割合が <u>100分の12</u> である地域（ <u>同市</u> を除く。）のうち人事委員会が定めるもの	<u>100分の12</u>																						
人事院規則附則の支給割合が100分	100分の10																						
支給地域	支給割合																						
東京都特別区	<u>100分の14</u>																						
大阪府大阪市及び愛知県名古屋市並びに人事院規則9 49（地域手当）附則別表第2の支給割合の欄に掲げる割合（以下「人事院規則附則の支給割合」という。）が <u>100分の12</u> である地域（大阪府大阪市及び愛知県名古屋市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの	<u>100分の12</u>																						
人事院規則附則の支給割合が <u>100分の11</u> である地域のうち人事委員会が定めるもの	<u>100分の11</u>																						
人事院規則附則の支給割合が100分	100分の10																						

の10である地域のうち人事委員会が定めるもの		の10である地域のうち人事委員会が定めるもの	
人事院規則附則の支給割合が100分の9である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の9		
略		略	
人事院規則附則の支給割合が100分の6である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の6	人事院規則附則の支給割合が100分の6である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の6
		人事院規則附則の支給割合が100分の5である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の5
略		略	
人事院規則附則の支給割合が100分の3である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の3	人事院規則附則の支給割合が100分の3である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の3
		人事院規則附則の支給割合が100分の2である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の2

附 則

この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。

職員の自己啓発等休業に関する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第18号

職員の自己啓発等休業に関する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の自己啓発等休業に関する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則の一部改正)

第1条 職員の自己啓発等休業に関する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則(平成20年鳥取県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改める。

第2条中職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)第1条及び第17条の改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休業条例」という。)第8条及び第23条の規定、<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。)</u>第6条、第7条第4項及び第16条の規定並びに<u>職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年鳥取県条例第89号。以下「自己啓発等休業条例」という。)</u>第11条及び第13条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(復職時等における号給の調整)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる職員が復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合においては、それぞれ当該各号に掲げる期間(以下「休職等の期間」という。)を休職期間等調整換算表(別表第15)により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休業条例」という。)第6条及び第12条の規定並びに<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。)</u>第6条、第7条第4項及び第16条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(復職時等における号給の調整)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる職員が復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合においては、それぞれ当該各号に掲げる期間(以下「休職等の期間」という。)を休職期間等調整換算表(別表第15)により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

<p>(3) <u>教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業(以下「大学院修学休業」という。)をした職員 大学院修学休業の期間</u></p> <p>(4) <u>外国派遣職員 派遣期間</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6)~(9) 略</p> <p>2 次の各号に掲げる職員が職務に復帰した場合には、それぞれ当該各号に掲げる規定により、当該規定に規定する期間を引き続き勤務したものとみなして、職務に復帰した日(以下「復帰日」という。)及び復帰日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(1) <u>地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をした職員(以下「自己啓発等休業職員」という。)</u> <u>自己啓発等休業条例第11条</u></p> <p>(2) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項に規定する育児休業をした職員(以下「育児休業職員」という。)</u> <u>育児休業条例第8条</u></p> <p>3 <u>外国派遣職員、公益法人等派遣職員、自己啓発等休業職員若しくは育児休業職員が職務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合における号給の調整について、前2項の規定による場合には部局内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を調整することができる。</u></p>	<p>(3) <u>外国派遣職員 派遣期間</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業(以下「大学院修学休業」という。)をした職員 大学院修学休業の期間</u></p> <p>(6)~(9) 略</p> <p>2 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項に規定する育児休業をした職員(以下「育児休業職員」という。)</u>が職務に復帰した場合には、<u>育児休業条例第6条の規定により、同条に規定する期間を引き続き勤務したものとみなして、職務に復帰した日(以下「復帰日」という。)</u>及び復帰日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>3 <u>外国派遣職員、公益法人等派遣職員若しくは育児休業職員が職務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合における号給の調整について、前2項の規定による場合には部局内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を調整することができる。</u></p>
---	--

第4条中期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)第1条の3及び第3条の9の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第1条の3 条例第16条の4第1項前段の規定により 期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそ</p>	<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第1条の3 条例第16条の4第1項前段の規定により 期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそ</p>

それぞれの基準日（以下「期末手当基準日」という。）に在職する一般職員（条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしている職員

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている職員

(3) 地方公務員法第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち給与の支給を受けていない職員及び職員の休職の事由を定める条例（昭和56年鳥取県条例第7号。以下「休職事由条例」という。）第2条第1号の規定に該当して休職にされている職員

(4) 地方公務員法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている職員

(5) 地方公務員法第29条第1項の規定により停職にされている職員

(6) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けている職員

(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）をしている職員のうち、職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休業条例」という。）第7条第1項に規定する職員以外の職員

(8) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「外国派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員

それぞれの基準日（以下「期末手当基準日」という。）に在職する一般職員（条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 無給休職者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち給与の支給を受けていない職員及び職員の休職の事由を定める条例（昭和56年鳥取県条例第7号。以下「休職事由条例」という。）第2条第1号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

(2) 刑事休職者（地方公務員法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

(3) 停職者（地方公務員法第29条第1項の規定により停職にされている職員をいう。）

(4) 専従休職者（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けている職員をいう。）

(5) 無給外国派遣職員（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「外国派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていないものをいう。）

(6) 無給公益法人等派遣職員（公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていないものをいう。）

(7) 育児休業職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし

<p>(9) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第17条第1項第2号又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第15条第1項第2号に規定する海外随伴休暇を承認されている職員</p> <p>(10) <u>公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員</u></p> <p>（勤勉手当の支給を受ける職員）</p> <p>第3条の9 条例第16条の7第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「勤勉手当基準日」という。）に在職する一般職員（条例第16条の7第5項において準用する条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) 第1条の3第1号から<u>第6号まで又は第9号</u>のいずれかに該当する者</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第7条第2項に規定する職員以外の職員</u></p>	<p><u>ている職員をいう。以下同じ。）のうち、職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休業条例」という。）第5条の3第1項に規定する職員以外の職員</u></p> <p>(8) <u>海外随伴休暇職員（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第17条第1項第2号又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第15条第1項第2号に規定する海外随伴休暇を承認されている職員をいう。）</u></p> <p>(9) <u>大学院修学休業職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしている職員をいう。以下同じ。）</u></p> <p>（勤勉手当の支給を受ける職員）</p> <p>第3条の9 条例第16条の7第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「勤勉手当基準日」という。）に在職する一般職員（条例第16条の7第5項において準用する条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) 第1条の3第1号から<u>第4号まで又は第8号</u>のいずれかに該当する者</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>育児休業職員のうち、育児休業条例第5条の3第2項に規定する職員以外の職員</u></p> <p>(6) <u>大学院修学休業職員</u></p>
--	---

（職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成20年鳥取県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）」を「給与条例」に改める。

第16条を第17条とし、同条の前に次の1条を加える。

（任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部改正）

第16条 任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成14年鳥取県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加え

る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（給料月額の端数計算）</p> <p><u>第3条の2 条例第7条第3項及び第4項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</u></p> <p>（特定任期付職員業績手当）</p> <p>第4条 条例第7条第5項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第2項から第4項までの規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。</p>	<p>（特定任期付職員業績手当）</p> <p>第4条 条例第7条第4項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第2項又は第3項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。</p>

第15条を削る。

第14条中任期付研究員の採用等に関する条例施行規則（平成13年鳥取県人事委員会規則第2号）第5条の2を加える改正規定の次に次の改正規定を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（任期付研究員業績手当）</p> <p>第6条 条例第6条第6項の特に顕著な研究業績とは、同条第3項から第5項までの規定により任期付研究員の給料月額が決定された際に期待された研究成果、研究活動等に照らして特に顕著であると認められる研究業績をいう。</p>	<p>（任期付研究員業績手当）</p> <p>第6条 条例第6条第5項の特に顕著な研究業績とは、同条第3項又は第4項の規定により任期付研究員の給料月額が決定された際に期待された研究成果、研究活動等に照らして特に顕著であると認められる研究業績をいう。</p>

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、同条の前に次の1条を加える。

（管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第12条 管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成3年鳥取県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第3条 給与条例第16条の3第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13</p>	<p>（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第3条 給与条例第16条の3第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13</p>

<p>年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第6条第1項に規定する第1号任期付研究員次に掲げる当該職員が受ける同項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 6号給及び任期付研究員条例第6条第5項の規定による給料月額 1万2,000円</p> <p>イ~エ 略</p> <p>(3) 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する特定任期付職員次に掲げる当該職員が受ける同項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第4項の規定による給料月額 1万2,000円</p> <p>イ~エ 略</p> <p>2 略</p>	<p>年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第6条第1項に規定する第1号任期付研究員次に掲げる当該職員が受ける同項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 6号給及び任期付研究員条例第6条第4項の規定による給料月額 1万2,000円</p> <p>イ~エ 略</p> <p>(3) 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する特定任期付職員次に掲げる当該職員が受ける同項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 1万2,000円</p> <p>イ~エ 略</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

異動した場合に適用する職務の級から除く職務の級を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第19号

異動した場合に適用する職務の級から除く職務の級を定める規則を廃止する規則

異動した場合に適用する職務の級から除く職務の級を定める規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第1号

平成18年鳥取県人事委員会告示第1号（選考により採用又は昇任させる職について）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号。以下「規則」という。）第19条第2項及び第20条第2項に規定する人事委員会が定める職を次のように定める。</p> <p>平成14年鳥取県人事委員会告示第2号（選考により採用又は昇任させる職について）は、平成18年5月16日限り廃止する。</p> <p>1 規則第19条第2項に規定する人事委員会が定める職</p> <p>(1) 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの</p> <p style="padding-left: 2em;">心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、<u>臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラマの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職及び物質工学技術の職</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号。以下「規則」という。）第19条第2項及び第20条第2項に規定する人事委員会が定める職を次のように定める。</p> <p>平成14年鳥取県人事委員会告示第2号（選考により採用又は昇任させる職について）は、平成18年5月16日限り廃止する。</p> <p>1 規則第19条第2項に規定する人事委員会が定める職</p> <p>(1) 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの</p> <p style="padding-left: 2em;">心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、言語聴覚士の職、プログラマの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職及び物質工学技術の職</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p>